

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3330号)

令和8年4月2日

横 情 審 答 申 第 3330 号
令 和 8 年 4 月 2 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年11月22日教学計第351号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「『日限山小学校・南舞岡小学校』通学区域と学校規模適正化等検討部会」
の議事メモ（第1～8回検討部会）」の一部開示決定に対する審査請求について
の諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「『日限山小学校・南舞岡小学校』通学区域と学校規模適正化等検討部会」の議事メモ（第1～8回検討部会）」を一部開示とした決定のうち、別表1及び別表2に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年7月30日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第4号及び第5号柱書に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書のうち、発言内容に関して、「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会（以下「検討部会」という。）は、部会の開催ごとに公開・非公開を諮り、率直な意見の交換を促すなどの理由でこれまで非公開で実施している。そのため、発言内容を公にすることにより、委員が率直な意見を述べることをちゅうちょするなど、率直な意見交換が損なわれるおそれがある。また、発言内容は南舞岡小学校の規模適正化についての検討段階の情報であり、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第7条第2項第4号に該当し、不開示とした。
- (2) 本件審査請求文書のうち、発言内容に関して、委員は両校の保護者、地域住民及び学校長であり、発言内容から発言した委員が識別されるおそれがあるほか、検討部会は委員の意向によって非公開で実施しているため、発言内容を公にした場合には、非公開を前提として発言した委員の意向を無視することとなり、実施機関と委員との信頼関係が損なわれ、今後協力を得られなくなるなど支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第2項第5号柱書に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 検討部会の議事録を発言者氏名を隠して開示すること。
- (2) 南舞岡小学校の統廃合に関わる重要な会議であり、会議の自由な議論を保障するとともに、住民の知る権利を保障するため、発言者の氏名を隠して議事録を公開することが公益を保護することになる。
- (3) 一部開示の議事録は黒塗りで、何が話されたのか全く分からない。
- (4) 検討委員会が子どもたちのためによりよい学校にするために議論をしたということであれば、議事録を公開してほしい。

5 審査会の判断

- (1) 検討部会に係る事務について

横浜市立小・中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域の適正化及び弾力化並びに規模の適正化を推進するなどの目的で、横浜市教育委員会の附属機関として、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）に基づき横浜市学校規模適正化等検討委員会を設置している。

所掌事務のうち、市全体に関わること及び基本的な考え方については、横浜市学校規模適正化等検討委員会において検討し、各地域の具体的な調査審議については、同条例第8条に基づき、必要に応じて、部会を設置して検討することとしている。

日限山小学校及び南舞岡小学校の学校規模適正化等に向けた具体的な調査審議については、両校の保護者・地域等の代表者からなる検討部会を設置し、検討を行った。

教育委員会事務局学校計画課は、検討部会の事務局として事務を処理しており、保護者・地域に検討状況を知らせるための検討部会ニュースの作成、公表等を行っている。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、検討部会が発行する検討部会ニュースの作成に当たり、発言内容等を確認するため、検討部会当日の録音データの文字起こしをした議事メモ（第1回検討部会から第8回検討部会まで）である。

審査請求人は、審査請求書において、検討部会の議事録を発言者氏名を隠して開示することを求めていることから、不開示部分のうち、発言内容の開示を求めている。

ると解される。よって、当審査会では、本件審査請求文書を見分した上で、当該不開示部分の条例第7条第2項第4号及び第5号柱書の該当性について、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号は、「市の機関・・・の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、発言内容について、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると主張する。

しかし、発言内容のうち別表1に掲げる部分については、検討部会の各委員の意見の内容、意思決定等に関する部分ではなく、これを公にすることにより、委員が率直な発言を述べることをちゅうちょするものとは認められない。

発言内容のうち別表2に掲げる部分については、検討部会の各委員の意見の内容、意思決定等に関する部分であるが、実施機関によれば、検討部会の議事内容については、検討部会ニュースとしてまとめられたうえで、学校を通じて保護者へ配布され、また、日限山小学校及び南舞岡小学校の通学区域内の住民に全戸配布され、教育委員会ホームページに掲載されるところ、別表2に掲げる部分は検討部会ニュースに議事内容の要旨が記載されており、一般に公表されている。

そのため、別表2に掲げる部分については、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

したがって、発言内容のうち別表1及び別表2に掲げる部分は、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないため、本号に該当しない。

ウ 次に、上記イのとおり、検討部会の議事内容については、検討部会ニュースとしてまとめられたうえで、学校を通じて保護者へ配布され、また、日限山小学校及び南舞岡小学校の通学区域内の住民に全戸配布され、教育委員会ホームページに掲載されるため、要約であっても一定程度公になっていると考えられることから、発言内容のうち別表1及び別表2に掲げる部分を除く部分を公にしても、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるものではないとも考え

得る。

しかし、検討部会ニュースは議事メモから文体を整理して、要約体に整理したものであるのに対し、議事メモは文字起こしであるという違いがあり、それぞれ記載内容が異なる検討部会の記録である。

また、発言内容のうち別表1及び別表2に掲げる部分を除く部分は、検討部会ニュースに記載されているわけではなく、一般に公表されているというものではない。

さらに、非公開であると発言しやすいという委員の意向もあり検討部会は非公開で開催されたこと、調査審議内容は南舞岡小学校の規模適正化についての検討段階の情報であること、実施機関によれば一部地域住民が委員に直接接触しようとした動きもあった等の事情を踏まえると、発言内容のうち別表1及び別表2に掲げる部分を除く部分を公にすることにより、委員が率直な意見を述べることをためらうこと、外部から干渉を受けること等によって、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、発言内容のうち別表1及び別表2に掲げる部分を除く部分は、本号に該当する。

(4) 条例第7条第2項第5号柱書の該当性について

ア 条例第7条第2項第5号柱書は、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、発言内容について、公にすることにより、実施機関と委員との信頼関係が損なわれ、今後協力を得られなくなるなど支障が生じるおそれがあると主張する。

しかし、発言内容のうち別表1に掲げる部分については、各委員の意見の内容、意思決定等に関する部分ではなく、発言内容から発言した委員が識別されるおそれがある部分であるとは認められない。

また、上記(3)イのとおり、別表2に掲げる部分は検討部会の各委員の意見の内容、意思決定等に関する部分であるが、検討部会ニュースに議事内容の要旨が記載されており、一般に公表されている。

したがって、発言内容のうち別表1及び別表2に掲げる部分は、公にすること

により、実施機関と委員との信頼関係が損なわれ、今後協力を得られなくなるなど支障が生じるおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当しない。

ウ 次に、発言内容のうち別表1及び別表2に掲げる部分を除く部分について、検討部会が、公立の学校の規模適正化に関する事項、学校の統合に関する事項等を調査審議する部会であることからすると、住民の利害に関する事項の調査審議をしており、その内容につき公開が要請されるとも考え得る。

しかし、発言内容のうち別表1及び別表2に掲げる部分を除く部分については、各委員の意見の内容、意思決定等に関する部分であるとともに、発言内容、調査審議内容等が具体的に記載されている。

また、発言内容のうち別表1及び別表2に掲げる部分を除く部分は、検討部会ニュースに記載されているわけではなく、一般に公表されているというものではない。

さらに、非公開であると発言しやすいという委員の意向もあり検討部会は非公開で開催されたこと、実施機関によれば一部地域住民が委員に直接接触しようとしたこと等につき一部委員から不安の声もあったこと等の事情もある。

そのため、発言内容のうち別表1及び別表2に掲げる部分を除く部分を公にすることにより、発言内容から発言した委員が識別されるおそれがあること、また、非公開を前提として発言した委員の意向を無視することになることとなつて、実施機関と委員との信頼関係が損なわれ、今後協力を得られなくなるなど支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、発言内容のうち別表1及び別表2に掲げる部分を除く部分は、本号柱書に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上より、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表1及び別表2に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓丞

別表 1

対象行政文書	該当頁	開示すべき部分
第1回「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会」議事メモ	3頁	不開示部分 7行目 1文字目から 31文字目まで
	4頁	不開示部分 16行目 5文字目から行末まで
		不開示部分 18行目
		不開示部分 35行目 1文字目から 14文字目まで
		不開示部分 38行目 1文字目から 28文字目まで
	7頁	不開示部分 28行目 1文字目から 14文字目まで
	9頁	不開示部分 1行目 1文字目から 11文字目まで
10頁	不開示部分 22行目 1文字目から 14文字目まで	
第2回「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会」議事メモ	1頁	不開示部分 8行目から 13行目まで
		不開示部分 15行目
		不開示部分 17行目から 18行目 37文字目まで
	1頁、2頁	不開示部分 1頁 21行目 42文字目から 2頁 1行目行末まで
	3頁	不開示部分 9行目 1文字目から 7文字目まで、 11文字目から 17文字目まで及び 22文字目から 行末まで
		不開示部分 6行目 1文字目から 16文字目まで及び 21文字目から 8行目行末まで
	4頁	不開示部分 29行目 1文字目から 14文字目まで 及び 19文字目から行末まで
		不開示部分 4行目 1文字目から 7文字目まで及び 12文字目
	5頁	不開示部分 27行目 1文字目から 18文字目ま で、24文字目から 37文字目まで及び 28行目 11 文字目から行末まで
	6頁	不開示部分 15行目 1文字目から 18文字目まで 及び 32文字目から行末まで
	7頁	不開示部分 16行目 1文字目から 18文字目まで 及び 32文字目から行末まで
	8頁	不開示部分 4行目 1文字目から 18文字目まで及び 29文字目から行末まで
		不開示部分 24行目 1文字目から 18文字目まで 及び 30文字目から行末まで
	9頁	不開示部分 20行目 1文字目から 37文字目まで 及び 21行目 6文字目から行末まで
		不開示部分 27行目 1文字目から 40文字目まで 及び 28行目 8文字目から行末まで
10頁	不開示部分 13行目 1文字目から 20文字目まで 及び 34文字目から行末まで	
	不開示部分 32行目 1文字目から 18文字目まで 及び 29文字目から文末まで	
11頁	不開示部分 9行目 1文字目から 16文字目まで及び 26文字目から行末まで	

	12 頁	不開示部分 19 行目
		不開示部分 21 行目
		不開示部分 23 行目
	13 頁	不開示部分 3 行目 1 文字目から 14 文字目まで
		不開示部分 36 行目 1 文字目から 14 文字目まで
第 3 回 「 「日限山小学校・南舞岡小学校」 通学区域と学校規模適正化等検討部会」 議事メモ	1 頁	不開示部分 2 行目 1 文字目から 10 文字目まで
		不開示部分 3 行目 17 文字目から 4 行目 6 文字目まで
	3 頁	不開示部分 9 行目 1 文字目から 12 文字目まで
	4 頁	不開示部分 5 行目 1 文字目から 11 文字目まで
	5 頁	不開示部分 31 行目
	6 頁	不開示部分 14 行目 1 文字目から 11 文字目まで及び 24 文字目から行末まで
	7 頁	不開示部分 8 行目 1 文字目から 25 文字目まで
	10 頁	不開示部分 4 行目 1 文字目から 11 文字目まで
	11 頁	不開示部分 30 行目 1 文字目から 11 文字目まで
12 頁	不開示部分 10 行目 1 文字目から 11 文字目まで	
第 4 回 「 「日限山小学校・南舞岡小学校」 通学区域と学校規模適正化等検討部会」 議事メモ	2 頁	不開示部分 39 行目 1 文字目から 14 文字目まで
第 5 回 「 「日限山小学校・南舞岡小学校」 通学区域と学校規模適正化等検討部会」 議事メモ	1 頁	不開示部分 2 行目 1 文字目から 3 行目 24 文字目まで
	8 頁	不開示部分 25 行目 1 文字目から 21 文字目まで及び 36 文字目から行末まで
	12 頁	不開示部分 18 行目
	16 頁	不開示部分 21 行目 1 文字目から 18 文字目まで
第 6 回 「 「日限山小学校・南舞岡小学校」 通学区域と学校規模適正化等検討部会」 議事メモ	1 頁	不開示部分 2 行目 1 文字目から 3 行目 26 文字目まで
	7 頁	不開示部分 30 行目
第 7 回 「 「日限山小学校・南舞岡小学校」 通学区域と学校規模適正化等検討部会」 議事メモ	9 頁	不開示部分 25 行目
	16 頁	不開示部分 13 行目
		不開示部分 15 行目 1 文字目から 26 文字目まで
第 8 回 「 「日限山小学校・南舞岡小学校」 通学区域と学校規模適正化等検討部会」 議事メモ	1 頁	不開示部分 3 行目
		不開示部分 5 行目 1 文字目から 16 文字目まで
	14 頁	不開示部分 5 行目
	17 頁	不開示部分 29 行目
	18 頁	不開示部分 27 行目 1 文字目から 8 文字目まで
不開示部分 29 行目		

別表 2

対象行政文書	該当頁	開示すべき部分
第1回「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会」議事メモ	3 頁	不開示部分 4 行目及び 5 行目
		不開示部分 7 行目 32 文字目から 10 行目行末まで
	4 頁	不開示部分 7 行目 26 文字目から 10 行目 13 文字目まで
		不開示部分 11 行目 17 文字目から 14 行目まで
		不開示部分 20 行目 21 文字目から 22 行目 25 文字目まで
		不開示部分 23 行目 1 文字目から 24 行目 28 文字目まで
		不開示部分 26 行目 42 文字目から 28 行目 37 文字目まで
	4 頁、5 頁	不開示部分 4 頁 39 行目 11 文字目から 5 頁 8 行目行末まで
	5 頁	不開示部分 10 行目 1 文字目から 28 文字目まで
		不開示部分 11 行目 3 文字目から 32 文字目まで
		不開示部分 12 行目 13 文字目から 14 行目行末まで
		不開示部分 16 行目から 21 行目まで
	5 頁、6 頁	不開示部分 5 頁 26 行目 5 文字目から 6 頁 2 行目 21 文字目まで
	6 頁	不開示部分 14 行目 10 文字目から 15 行目 37 文字目まで
		不開示部分 18 行目 41 文字目から 24 行目行末まで
		不開示部分 33 行目 22 文字目から 36 行目 20 文字目まで
	7 頁	不開示部分 7 行目 1 文字目から 10 行目 16 文字目まで及び 10 行目 21 文字目から 12 行目 16 文字目まで
		不開示部分 12 行目 23 文字目から 14 行目 19 文字目まで
		不開示部分 14 行目 43 文字目から 23 行目 2 文字目まで
		不開示部分 23 行目 34 文字目から 26 行目行末まで
8 頁	不開示部分 10 行目 1 文字目から 11 行目 6 文字目まで	
	不開示部分 12 行目 31 文字目から 14 行目 6 文字目まで	
	不開示部分 16 行目 1 文字目から 17 行目 16 文字目まで	
	不開示部分 18 行目 33 文字目から 21 行目 43 文字目まで	

		不開示部分 23 行目 20 文字目から 26 行目行末まで	
	9 頁	不開示部分 10 行目から 23 行目まで 不開示部分 32 行目 30 文字目から 36 行目行末まで	
	10 頁	不開示部分 1 行目 12 文字目から 4 行目 25 文字目まで 不開示部分 4 行目 29 文字目から 5 行目 29 文字目まで 不開示部分 6 行目 19 文字目から 11 行目 23 文字目まで 不開示部分 33 行目 13 文字目から 35 行目 3 文字目まで	
第 2 回「「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会」議事メモ	3 頁	不開示部分 5 行目 37 文字目から 7 行目行末まで 不開示部分 15 行目 14 文字目から 17 行目 2 文字目まで 不開示部分 18 行目 21 文字目から 19 行目 4 文字目まで 不開示部分 20 行目 21 文字目から 22 行目 21 文字目まで 不開示部分 25 行目 25 文字目から 26 行目 43 文字目まで 不開示部分 32 行目 33 文字目から 34 行目 38 文字目まで 不開示部分 37 行目 27 文字目から 39 行目 20 文字目まで 不開示部分 39 行目 25 文字目から 40 行目 2 文字目まで	
		3 頁、4 頁	不開示部分 3 頁 40 行目 28 文字目から 4 頁 2 行目 3 文字目まで
		4 頁	不開示部分 11 行目 44 文字目から 13 行目 21 文字目まで 不開示部分 13 行目 25 文字目から 15 行目 40 文字目まで 不開示部分 17 行目 13 文字目から 20 行目 16 文字目まで 不開示部分 20 行目 20 文字目から 22 文字目まで、20 行目 27 文字目及び 20 行目 39 文字目から 22 行目 22 文字目まで 不開示部分 25 行目 13 文字目から 26 行目 33 文字目まで 不開示部分 33 行目 34 文字目から 36 行目 7 文字目まで 不開示部分 37 行目 35 文字目から 40 行目 36 文字目まで

	5 頁	不開示部分 8 行目 17 文字目から 9 行目 26 文字目まで
		不開示部分 10 行目 7 文字目から 12 行目 12 文字目まで
		不開示部分 13 行目 34 文字目から 14 行目 35 文字目まで
		不開示部分 14 行目 41 文字目から 16 行目 12 文字目まで
		不開示部分 19 行目 13 文字目から 20 行目 15 文字目まで
		不開示部分 23 行目 38 文字目から 25 行目行末まで
		不開示部分 34 行目 37 文字目から 36 行目 20 文字目まで
	5 頁、6 頁	不開示部分 5 頁 40 行目 20 文字目から 6 頁 1 行目 42 文字目まで
	6 頁	不開示部分 5 行目 39 文字目から 13 行目行末まで
		不開示部分 18 行目 32 文字目から 19 行目 39 文字目まで、22 行目 4 文字目から 8 文字目まで、22 行目 18 文字目から 22 文字目まで、22 行目 27 文字目から 23 行目 6 文字目まで及び 24 行目 3 文字目から 27 行目行末まで
		不開示部分 31 行目 30 文字目から 33 行目 33 文字目まで及び 33 行目 42 文字目から 34 行目 4 文字目まで
		不開示部分 38 行目 21 文字目から 40 行目 5 文字目まで
	6 頁、7 頁	不開示部分 6 頁 40 行目 43 文字目から 7 頁目 11 行目 40 文字目まで
	7 頁	不開示部分 12 行目 39 文字目から 13 行目 23 文字目まで及び 13 行目 43 文字目から 14 行目行末まで
		不開示部分 23 行目 14 文字目から 24 行目 5 文字目まで
		不開示部分 25 行目 28 文字目から 26 行目 10 文字目まで
		不開示部分 28 行目 31 文字目から 29 行目 38 文字目まで
		不開示部分 35 行目 17 文字目から 38 行目行末まで
	7 頁、8 頁	不開示部分 7 頁 41 行目 3 文字目から 8 頁 2 行目行末まで
8 頁	不開示部分 7 行目 22 文字目から 13 行目 38 文字目まで	

		不開示部分 16 行目 7 文字目から 29 文字目まで
		不開示部分 19 行目 34 文字目から 20 行目 29 文字目まで及び 21 行目 1 文字目から 21 行目 40 文字目まで
		不開示部分 33 行目 10 文字目から 34 行目 31 文字目まで
		不開示部分 39 行目 10 文字目から 40 行目行末まで
	9 頁	不開示部分 1 行目 27 文字目から 3 行目 26 文字目まで
		不開示部分 10 行目 39 文字目から 12 行目 7 文字目まで
	9 頁、10 頁	不開示部分 9 頁 39 行目 24 文字目から 10 頁 4 行目 24 文字目まで
	10 頁	不開示部分 19 行目 4 文字目から 20 行目 41 文字目まで
		不開示部分 22 行目 44 文字目から 24 行目 14 文字目まで
		不開示部分 25 行目 10 文字目から 26 文字目まで
		不開示部分 38 行目 26 文字目から 39 行目 36 文字目まで
	10 頁、11 頁	不開示部分 10 頁 40 行目 35 文字目から 11 頁 6 行目 21 文字目まで
	11 頁	不開示部分 12 行目 8 文字目から 15 行目行末まで
不開示部分 25 行目 11 文字目から 27 行目 8 文字目まで		
不開示部分 31 行目 31 文字目から 34 行目行末まで		
13 頁	不開示部分 21 行目 23 文字目から 24 行目 22 文字目まで	
第 3 回 「「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会」議事メモ	1 頁	不開示部分 16 行目 26 文字目から 17 行目 36 文字目まで
	1 頁、2 頁	不開示部分 1 頁 22 行目 1 文字目から 2 頁 2 行目 6 文字目まで
	2 頁	不開示部分 4 行目 16 文字目から 5 行目 34 文字目まで
		不開示部分 8 行目 36 文字目から 9 行目行末まで
		不開示部分 10 行目 21 文字目から 23 文字目まで
		不開示部分 11 行目 5 文字目から 12 行目 26 文字目まで
不開示部分 18 行目 19 文字目から 21 行目 42 文字目まで		

		不開示部分 34 行目 34 文字目から 37 行目 30 文字目まで
3 頁		不開示部分 3 行目 2 文字目から 17 文字目まで
		不開示部分 5 行目 5 文字目から 6 行目 21 文字目まで
		不開示部分 14 行目 30 文字目から 17 行目 16 文字目まで
		不開示部分 19 行目 6 文字目から 20 行目 39 文字目まで
		不開示部分 29 行目 4 文字目から 25 文字目まで
		不開示部分 30 行目 43 文字目から 31 行目 31 文字目まで
		不開示部分 34 行目 12 文字目から 37 文字目まで
		不開示部分 36 行目 37 文字目から 39 行目 24 文字目まで
4 頁		不開示部分 1 行目 44 文字目から 3 行目行末まで
		不開示部分 5 行目 12 文字目から 6 行目 37 文字目まで
		不開示部分 11 行目 6 文字目から 20 文字目まで
		不開示部分 12 行目 38 文字目から 13 行目 22 文字目まで
		不開示部分 15 行目 13 文字目から 16 行目 30 文字目まで
		不開示部分 30 行目 1 文字目から 34 行目 9 文字目まで
5 頁		不開示部分 4 行目 3 文字目から 11 行目 9 文字目まで
		不開示部分 16 行目 4 文字目から行末まで
		不開示部分 18 行目 1 文字目から 25 行目 15 文字目まで
		不開示部分 33 行目 17 文字目から 34 行目 10 文字目まで
6 頁		不開示部分 10 行目 25 文字目から 11 行目 1 文字目まで
		不開示部分 11 行目 23 文字目から 12 行目行末まで
		不開示部分 20 行目 33 文字目から 24 行目 10 文字目まで
		不開示部分 28 行目 7 文字目から 29 行目 20 文字目まで
		不開示部分 30 行目 1 文字目から 26 文字目まで
		不開示部分 31 行目 3 文字目から 30 文字目まで
		不開示部分 33 行目 25 文字目から 34 行目 26 文字目まで

	6 頁、7 頁	不開示部分 6 頁 37 行目 17 文字目から 7 頁 2 行目 10 文字目まで
	7 頁	不開示部分 2 行目 28 文字目から 4 行目 21 文字目まで
		不開示部分 8 行目 26 文字目から 10 行目行末まで
		不開示部分 23 行目 6 文字目から 25 行目 43 文字目まで
		不開示部分 30 行目 40 文字目から 32 行目行末まで
	7 頁、8 頁	不開示部分 7 頁 38 行目 10 文字目から 8 頁 5 行目行末まで
	8 頁	不開示部分 6 行目 5 文字目から 9 行目 29 文字目まで
		不開示部分 15 行目 5 文字目から 24 行目行末まで
		不開示部分 32 行目 5 文字目から 34 行目行末まで
	9 頁	不開示部分 1 行目 37 文字目から 2 行目行末まで
		不開示部分 3 行目 20 文字目から 33 文字目まで
		不開示部分 25 行目 1 文字目から 26 行目 28 文字目まで
		不開示部分 27 行目 31 文字目から 29 行目 7 文字目まで
	9 頁、10 頁	不開示部分 9 頁 38 行目 6 文字目から 10 頁 1 行目 30 文字目まで
	10 頁	不開示部分 12 行目 9 文字目から 14 行目行末まで
		不開示部分 16 行目 16 文字目から 17 行目 36 文字目まで
	11 頁	不開示部分 4 行目 6 文字目から 8 行目 32 文字目まで
		不開示部分 11 行目 1 文字目から 14 行目 19 文字目まで
		不開示部分 17 行目 22 文字目から 19 行目 7 文字目まで
		不開示部分 25 行目 38 文字目から 28 行目 16 文字目まで
不開示部分 37 行目 43 文字目から 38 行目 26 文字目まで		
12 頁	不開示部分 1 行目 43 文字目から 2 行目 29 文字目まで	
	不開示部分 7 行目 25 文字目から 8 行目行末まで	
	不開示部分 10 行目 12 文字目から 12 行目行末まで	
	不開示部分 14 行目 32 文字目から 16 行目 4 文字目まで	
	不開示部分 17 行目 21 文字目から 21 行目行末まで	

		不開示部分 23 行目 1 文字目から 26 行目 36 文字目まで
		不開示部分 32 行目 20 文字目から 36 行目行末まで
第4回「「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会」議事メモ	3 頁	不開示部分 5 行目 3 文字目から 6 行目 36 文字目まで
		不開示部分 16 行目 29 文字目から 19 行目 9 文字目まで
		不開示部分 27 行目 15 文字目から 30 行目 14 文字目まで
	4 頁	不開示部分 10 行目 29 文字目から 12 行目 29 文字目まで
		不開示部分 15 行目 1 文字目から 16 行目 35 文字目まで
		不開示部分 28 行目 36 文字目から 29 行目 7 文字目まで
		不開示部分 29 行目 28 文字目から 30 行目 36 文字目まで
		不開示部分 35 行目 30 文字目から 36 行目行末まで
	5 頁	不開示部分 14 行目 29 文字目から 27 行目行末まで
		不開示部分 33 行目 7 文字目から 36 行目行末まで
	5 頁、6 頁	不開示部分 5 頁 45 行目 5 文字目から 6 頁 4 行目 19 文字目まで
	6 頁	不開示部分 8 行目
		不開示部分 9 行目 31 文字目から 10 行目 15 文字目まで
		不開示部分 11 行目 41 文字目から 14 行目 18 文字目まで
		不開示部分 15 行目 33 文字目から 18 行目行末まで
		不開示部分 25 行目 8 文字目から 26 行目 32 文字目まで
	7 頁	不開示部分 8 行目 26 文字目から 9 行目 21 文字目まで、9 行目 25 文字目から 11 行目行末まで及び 15 行目 13 文字目から 39 文字目まで
		不開示部分 26 行目 15 文字目から 27 行目 5 文字目まで
		不開示部分 28 行目 20 文字目から 29 行目 25 文字目まで
		不開示部分 32 行目 22 文字目から 33 行目 17 文字目まで及び 33 行目 25 文字目から 34 行目 21 文字目まで

		不開示部分 36 行目 1 文字目から 39 行目 35 文字目まで及び 40 行目 6 文字目から 12 文字目まで
		不開示部分 43 行目 23 文字目から 45 行目 8 文字目まで
	7 頁、8 頁	不開示部分 7 頁 47 行目 10 文字目から 8 頁 1 行目 32 文字目まで
	8 頁	不開示部分 15 行目 25 文字目から 30 文字目まで及び 16 行目 5 文字目から 17 行目 4 文字目まで
		不開示部分 18 行目 20 文字目から 23 行目 14 文字目まで
		不開示部分 34 行目 7 文字目から 37 行目 14 文字目まで
		不開示部分 42 行目 22 文字目から 46 行目 13 文字目まで
	8 頁、9 頁	不開示部分 8 頁 46 行目 39 文字目から 9 頁 6 行目 7 文字目まで
	9 頁	不開示部分 11 行目 33 文字目から 15 行目行末まで
		不開示部分 16 行目から 19 行目まで
		不開示部分 20 行目 34 文字目から 21 行目 34 文字目まで
		不開示部分 27 行目 35 文字目から 31 行目 17 文字目まで
		不開示部分 32 行目 24 文字目から 35 行目 37 文字目まで
		不開示部分 37 行目 19 文字目から 40 行目 21 文字目まで
	10 頁	不開示部分 5 行目 34 文字目から 11 行目 13 文字目まで
		不開示部分 17 行目 27 文字目から 21 行目 33 文字目まで
		不開示部分 37 行目 18 文字目から 42 行目 31 文字目まで
		不開示部分 42 行目 35 文字目から 44 行目 3 文字目まで
	11 頁	不開示部分 18 行目 1 文字目から 19 行目 33 文字目まで
		不開示部分 21 行目 9 文字目から 23 行目 12 文字目まで
		不開示部分 32 行目 24 文字目から 34 行目 11 文字目まで
		不開示部分 35 行目から 40 行目まで
		不開示部分 41 行目 29 文字目から 44 行目 8 文字目まで

	12 頁	不開示部分 8 行目 9 文字目から 12 行目 30 文字目まで
		不開示部分 29 行目 13 文字目から 30 行目 19 文字目まで
		不開示部分 33 行目から 36 行目まで
		不開示部分 38 行目から 43 行目まで
	13 頁	不開示部分 9 行目及び 10 行目 4 文字目から 25 文字目まで
		不開示部分 15 行目 14 文字目から 17 行目 2 文字目まで
		不開示部分 22 行目 9 文字目から 26 行目 38 文字目まで
	14 頁	不開示部分 1 行目 21 文字目から 3 行目 10 文字目まで
		不開示部分 3 行目 28 文字目から 4 行目 33 文字目まで
		不開示部分 9 行目 15 文字目から 14 行目行末まで
		不開示部分 16 行目 16 文字目から 21 行目 12 文字目まで
		不開示部分 26 行目 4 文字目から 28 行目 20 文字目まで
	14 頁、15 頁	不開示部分 14 頁 41 行目 5 文字目から 15 頁 1 行目 27 文字目まで
	15 頁	不開示部分 6 行目 27 文字目から 10 行目行末まで
		不開示部分 13 行目 17 文字目から 16 行目 37 文字目まで
		不開示部分 17 行目 27 文字目から 19 行目行末まで
		不開示部分 24 行目 29 文字目から 27 行目 16 文字目まで
		不開示部分 35 行目 6 文字目から 32 文字目まで
		不開示部分 40 行目 12 文字目から 42 行目 35 文字目まで
	18 頁	不開示部分 10 行目 6 文字目から 18 行目行末まで
		不開示部分 20 行目 20 文字目から 21 行目行末まで
不開示部分 33 行目 1 文字目から 34 行目 27 文字目まで		
第 5 回 「「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会」議事メモ	1 頁	不開示部分 4 行目 1 文字目から 7 行目 26 文字目まで
		不開示部分 10 行目 33 文字目から 11 行目 26 文字目まで
		不開示部分 14 行目 5 文字目から 15 行目 8 文字目まで

		不開示部分 23 行目 37 文字目から 24 行目 30 文字目まで
	2 頁	不開示部分 1 行目 21 文字目から 2 行目 13 文字目まで
		不開示部分 3 行目 43 文字目から 5 行目 34 文字目まで
		不開示部分 8 行目から 10 行目まで
		不開示部分 16 行目 1 文字目から 38 文字目まで
		不開示部分 17 行目 28 文字目から 21 行目行末まで
		不開示部分 27 行目から 30 行目まで
		不開示部分 32 行目 36 文字目から 35 行目 8 文字目まで
		不開示部分 36 行目 1 文字目から 14 文字目まで
		不開示部分 36 行目 37 文字目から 38 行目行末まで
		2 頁、3 頁
	3 頁	不開示部分 4 行目 36 文字目から 5 行目行末まで
		不開示部分 19 行目 30 文字目から 21 行目 13 文字目まで
		不開示部分 23 行目 24 文字目から行末まで
	3 頁、4 頁	不開示部分 3 頁 38 行目 1 文字目から 4 頁 1 行目 23 文字目まで
	4 頁	不開示部分 2 行目 17 文字目から 3 行目行末まで
		不開示部分 8 行目 7 文字目から 39 文字目まで
		不開示部分 10 行目 27 文字目から 11 行目 34 文字目まで
		不開示部分 26 行目 23 文字目から 28 行目 12 文字目まで
		不開示部分 29 行目 27 文字目から 30 行目 18 文字目まで
		不開示部分 32 行目 37 文字目から 34 行目 31 文字目まで
		不開示部分 37 行目 35 文字目から 38 行目 8 文字目まで
		不開示部分 39 行目 7 文字目から 32 文字目まで
	4 頁、5 頁	不開示部分 4 頁 40 行目 28 文字目から 5 頁 1 行目 2 文字目まで
	5 頁	不開示部分 3 行目 36 文字目から 6 行目 33 文字目まで
		不開示部分 7 行目 13 文字目から 10 行目 17 文字目まで
		不開示部分 16 行目 11 文字目から 17 行目 20 文字目まで

		不開示部分 18 行目 10 文字目から 29 文字目まで
		不開示部分 20 行目 1 文字目から 22 行目 23 文字目まで
		不開示部分 23 行目 12 文字目から 24 行目 14 文字目まで
		不開示部分 28 行目 34 文字目から 30 行目 28 文字目まで
	6 頁	不開示部分 22 行目 36 文字目から 28 行目 8 文字目まで
		不開示部分 29 行目 15 文字目から 36 行目 23 文字目まで
	7 頁	不開示部分 2 行目 39 文字目から 6 行目 16 文字目まで
		不開示部分 16 行目 1 文字目から 35 文字目まで
		不開示部分 16 行目 40 文字目から 22 行目 30 文字目まで
		不開示部分 23 行目 30 文字目から 24 行目 29 文字目まで
		不開示部分 25 行目 23 文字目から 29 行目 13 文字目まで
		不開示部分 33 行目 4 文字目から 34 行目 3 文字目まで
		不開示部分 34 行目 42 文字目から 36 行目行末まで
		不開示部分 38 行目
	8 頁	不開示部分 1 行目 34 文字目から 2 行目行末まで
		不開示部分 5 行目 9 文字目から 6 行目行末まで
		不開示部分 9 行目及び 10 行目
		不開示部分 12 行目から 14 行目まで
		不開示部分 16 行目
		不開示部分 27 行目 27 文字目から 29 行目 13 文字目まで
		不開示部分 29 行目 27 文字目から 30 行目 16 文字目まで
		不開示部分 32 行目
	9 頁	不開示部分 3 行目 36 文字目から 4 行目 42 文字目まで
		不開示部分 5 行目 36 文字目から 7 行目 31 文字目まで
		不開示部分 10 行目 40 文字目から 11 行目 14 文字目まで
		不開示部分 12 行目 10 文字目から 29 文字目まで
		不開示部分 13 行目 9 文字目から 18 文字目まで
不開示部分 26 行目 38 文字目から 27 行目 17 文字目まで		

		不開示部分 28 行目 11 文字目から 41 文字目まで
		不開示部分 29 行目 42 文字目から 30 行目 26 文字目まで
	10 頁	不開示部分 26 行目 5 文字目から 28 行目 6 文字目
		不開示部分 32 行目 44 文字目から 33 行目 39 文字目まで
	10 頁、11 頁	不開示部分 10 頁 34 行目 9 文字目から 27 文字目まで及び 10 頁 36 文字目から 11 頁 2 行目 39 文字目まで
	11 頁	不開示部分 6 行目 13 文字目から 13 行目行末まで
		不開示部分 22 行目 18 文字目から 25 行目 41 文字目まで
		不開示部分 29 行目 31 文字目から 31 行目行末まで
		不開示部分 36 行目から 42 行目まで
	13 頁	不開示部分 25 行目 26 文字目から 27 行目行末まで
		不開示部分 32 行目
	14 頁	不開示部分 31 行目及び 32 行目
	15 頁	不開示部分 2 行目及び 3 行目
		不開示部分 26 行目 1 文字目から 27 行目 30 文字目まで
		不開示部分 30 行目 30 文字目から 32 行目行末まで
	16 頁	不開示部分 2 行目 18 文字目から 34 文字目まで及び 2 行目 41 文字目から 6 行目行末まで
第 6 回「「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会」議事メモ	2 頁	不開示部分 16 行目 12 文字目から 15 文字目まで
		不開示部分 17 行目 24 文字目から 19 行目 21 文字目まで
	2 頁、3 頁	不開示部分 2 頁 29 行目 11 文字目から 3 頁 3 行目 11 文字目まで
	3 頁	不開示部分 5 行目 20 文字目から 8 行目行末まで
		不開示部分 19 行目 17 文字目から 20 行目 35 文字目まで
		不開示部分 27 行目 6 文字目から 29 行目 24 文字目まで
		不開示部分 30 行目 44 文字目から 34 行目 3 文字目まで
		不開示部分 35 行目 15 文字目から 39 行目 14 文字目まで
	3 頁、4 頁	不開示部分 3 頁 40 行目 14 文字目から 4 頁 2 行目行末まで
	4 頁	不開示部分 14 行目 23 文字目から 17 行目 43 文字目まで

		不開示部分 20 行目 33 文字目から 23 行目 5 文字目まで
		不開示部分 24 行目 12 文字目から 25 行目行末まで
	5 頁	不開示部分 11 行目 1 文字目からから 21 行目 10 文字目まで
	6 頁	不開示部分 20 行目 9 文字目から 25 行目行末まで
	9 頁	不開示部分 9 行目 4 文字目から 14 行目 16 文字目まで
		不開示部分 15 行目 7 文字目から 16 行目行末まで
		不開示部分 19 行目 23 文字目から 20 行目 25 文字目まで
		不開示部分 21 行目 32 文字目から 23 行目 34 文字目まで
		不開示部分 24 行目 7 文字目から 25 行目 15 文字目まで
		不開示部分 26 行目 11 文字目から 31 行目 6 文字目まで
		不開示部分 31 行目 11 文字目から 33 行目 32 文字目まで
		不開示部分 34 行目 30 文字目から 36 行目行末まで
	9 頁、10 頁	不開示部分 9 頁 38 行目 39 文字目から 10 頁 4 行目 28 文字目まで
	10 頁	不開示部分 5 行目 14 文字目から 7 行目 11 文字目まで
		不開示部分 8 行目から 12 行目まで
		不開示部分 14 行目から 25 行目まで
		不開示部分 27 行目 28 文字目から 31 行目 42 文字目まで
		不開示部分 32 行目 30 文字目から 33 行目 38 文字目まで
		不開示部分 35 行目 23 文字目から 36 行目 34 文字目まで
	10 頁、11 頁	不開示部分 10 頁 40 行目 9 文字目から 11 頁 2 行目 7 文字目まで
	11 頁	不開示部分 15 行目
		不開示部分 17 行目から 19 行目まで
		不開示部分 24 行目 7 文字目から 29 行目 32 文字目まで
	12 頁	不開示部分 2 行目 1 文字目から 4 行目 28 文字目まで
		不開示部分 5 行目 15 文字目から 6 行目 18 文字目まで

		不開示部分 7 行目 36 文字目から 8 行目 39 文字目まで
		不開示部分 16 行目 22 文字目から 17 行目 34 文字目まで
		不開示部分 18 行目 23 文字目から 22 行目 30 文字目まで
	13 頁	不開示部分 3 行目 44 文字目から 6 行目 12 文字目まで
		不開示部分 7 行目 22 文字目から 8 行目 13 文字目まで
		不開示部分 10 行目 12 文字目から 11 行目 43 文字目まで
		不開示部分 35 行目 40 文字目から 36 行目 40 文字目まで
	14 頁	不開示部分 4 行目 19 文字目から 5 行目行末まで
		不開示部分 32 行目 1 文字目から 27 文字目まで及び 32 行目 43 文字目から 33 行目行末まで
	第 7 回 「「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会」議事メモ	2 頁
2 頁、3 頁		不開示部分 2 頁 35 行目 44 文字目から 3 頁 2 行目 32 文字目まで
3 頁		不開示部分 6 行目 7 文字目から 26 文字目まで
4 頁		不開示部分 20 行目 20 文字目から 22 行目行末まで
		不開示部分 24 行目から 28 行目まで
7 頁		不開示部分 6 行目 9 文字目から 8 行目 37 文字目まで
		不開示部分 11 行目から 13 行目まで
		不開示部分 24 行目 34 文字目から 25 行目 36 文字目まで
7 頁、8 頁		不開示部分 7 頁 37 行目 1 文字目から 8 頁 1 行目 19 文字目まで
8 頁		不開示部分 6 行目から 8 行目まで
		不開示部分 10 行目
		不開示部分 19 行目
		不開示部分 23 行目
9 頁		不開示部分 28 行目 34 文字目から 34 行目行末まで
	不開示部分 2 行目 1 文字目から 5 行目 9 文字目まで	
9 頁	不開示部分 27 行目 1 文字目から 29 行目 23 文字目まで	
	不開示部分 9 頁 35 行目 39 文字目から 10 頁 2 行目 19 文字目まで	
9 頁、10 頁	不開示部分 9 頁 35 行目 39 文字目から 10 頁 2 行目 19 文字目まで	

	10 頁	不開示部分 2 行目 35 文字目から 3 行目 19 文字目まで
		不開示部分 13 行目 39 文字目から 15 行目 27 文字目まで
		不開示部分 31 行目 36 文字目から 32 行目 25 文字目まで
		不開示部分 33 行目 16 文字目から 34 行目行末まで
	12 頁	不開示部分 36 行目 34 文字目から 37 行目 17 文字目まで
		不開示部分 37 行目 43 文字目から 38 行目行末まで
	13 頁	不開示部分 10 行目 43 文字目から 13 行目行末まで
		不開示部分 26 行目から 28 行目まで
	13 頁、14 頁	不開示部分 13 頁 30 行目から 14 頁 2 行目まで
	14 頁	不開示部分 8 行目 26 文字目から 11 行目 11 文字目まで
不開示部分 14 行目 1 文字目から 15 行目 43 文字目まで		
第 8 回「「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会」議事メモ	1 頁	不開示部分 11 行目 30 文字目から 12 行目 10 文字目まで
		不開示部分 15 行目 3 文字目から行末まで
	1 頁、2 頁	不開示部分 1 頁 17 行目から 2 頁 4 行目まで
	2 頁	不開示部分 6 行目 39 文字目から 7 行目 15 文字目まで
		不開示部分 7 行目 36 文字目から 8 行目 17 文字目まで
		不開示部分 12 行目 24 文字目から 37 文字目まで
		不開示部分 16 行目から 23 行目まで
	3 頁	不開示部分 32 行目 24 文字目から 35 行目行末まで
	3 頁、4 頁	不開示部分 3 頁 39 行目 21 文字目から 4 頁 7 行目行末まで
	4 頁	不開示部分 9 行目
		不開示部分 11 行目
		不開示部分 13 行目
		不開示部分 15 行目から 20 行目まで
		不開示部分 25 行目 8 文字目から 27 行目行末まで
		不開示部分 30 行目 16 文字目から 32 行目 30 文字目まで
5 頁	不開示部分 33 行目 17 文字目から 35 行目 2 文字目まで	
	不開示部分 2 行目 12 文字目から 27 文字目まで	

		不開示部分 7 行目 18 文字目から 8 行目 30 文字目まで及び 8 行目 40 文字目から 9 行目 35 文字目まで
		不開示部分 16 行目 1 文字目から 19 行目 10 文字目まで
		不開示部分 20 行目 5 文字目から 21 行目 21 文字目まで
		不開示部分 25 行目 12 文字目から 29 行目 30 文字目まで
	6 頁	不開示部分 8 行目 7 文字目から 9 行目 28 文字目まで
		不開示部分 12 行目 11 文字目から 13 行目 18 文字目まで
		不開示部分 19 行目 13 文字目から 20 行目 39 文字目まで
		不開示部分 41 行目 10 文字目から 42 行目行末まで
	7 頁	不開示部分 4 行目 1 文字目から 9 行目 14 文字目まで
		不開示部分 26 行目 28 文字目から 27 行目 19 文字目まで
		不開示部分 28 行目 21 文字目から 30 行目 34 文字目まで
	8 頁	不開示部分 3 行目 24 文字目から 7 行目 29 文字目まで
		不開示部分 13 行目から 15 行目まで
		不開示部分 21 行目 1 文字目から 21 文字目まで
		不開示部分 22 行目 40 文字目から 24 行目 7 文字目まで
		不開示部分 25 行目 18 文字目から 27 行目 19 文字目まで
		不開示部分 28 行目 18 文字目から行末まで
		不開示部分 32 行目 36 文字目から 36 行目行末まで
	9 頁	不開示部分 6 行目から 9 行目まで
	10 頁	不開示部分 16 行目及び 17 行目
		不開示部分 20 行目 33 文字目から 21 行目 5 文字目まで
		不開示部分 22 行目 14 文字目から 27 文字目まで
		不開示部分 23 行目 8 文字目から 26 文字目まで
	11 頁	不開示部分 20 行目から 22 行目まで
		不開示部分 31 行目 38 文字目から 39 行目行末まで
	12 頁	不開示部分 1 行目
		不開示部分 7 行目から 10 行目まで

	16 頁	不開示部分 24 行目 1 文字目から 26 行目 16 文字目まで
		不開示部分 26 行目 22 文字目から 27 行目行末まで

(注意) 文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数えるものとする。また、数字については、半角全角、桁数の別なく 1 文字と数える。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 6 年 11 月 22 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 7 年 1 月 7 日	・審査請求人から主張書面を受理
令和 8 年 1 月 14 日 (第 50 回 第四部会)	・審議
令和 8 年 2 月 5 日 (第 51 回 第四部会)	・審議
令和 8 年 3 月 5 日 (第 52 回 第四部会)	・審議